

アメリカ先住民と信教の自由

ローカルな聖性をめぐって

内 田 綾 子*

Native Americans and Religious Freedom:

In Pursuit of Local Sacredness

UCHIDA Ayako*

Abstract

The United States has made religious diversity one of the unifying principles of an American creed with its constitution. Nevertheless, Native Americans have long been outside the debate of religious rights. Native Americans struggled to recover their religion and establish their religious rights in the latter half of the twentieth century, especially with the rise of the American Indian Movement in the 1960s and 70s. As a result of their lobbying efforts, the American Indian Religious Freedom Act (AIRFA) was passed in 1978, and it officially guaranteed First Amendment protection of freedom of religion for Native Americans. The subsequent legal battles, however, especially over the use of peyote and Native American sacred sites, revealed that AIRFA was not a mandate giving them legally enforceable rights but a mere policy statement. This essay is intended to analyze major Supreme Court decisions and federal legislations after AIRFA while exploring Native American efforts for religious rights. In so doing I discuss the implications of Native American beliefs as cultural survival and local knowledge in modern America.

はじめに

アメリカ合衆国は憲法において信教の自由と政教分離の原則を約束し、建国以来、宗教的多様性を支える寛容の精神を模索してきた。しかし、長らくアメリカの「外部」であった先住民は、その伝統的信仰をめぐってアメリカ社会との摩擦を経験してきた。現在、合衆国の先住民は連邦政府公認の部族だけでも500以上を数え、その信仰形態やキリスト教の影響度も地理的・歴史的背景によって様々である。連邦政府によって同

化政策がとられた20世紀初頭までにクリスチャンになった者が少なくないが、多くの場合、部族の信仰は伝統派と呼ばれる人々によって各保留地で継承されてきた¹。とくに、先住民としてのアイデンティティ回復が模索された1960年代以降は、部族の伝統を復興・再生する気運が高まり、近年では多文化主義の動きの中、アメリカ社会で一定の認知を得つつある。しかしながら、依然として様々な社会的摩擦や政治的課題に直面しているのも事実である。

先住民の宗教に関わる問題は大きく三つ

* 名古屋大学大学院国際開発研究科助教授

に分けることができる。第一に、主流社会の慣習や価値観と異なるために、宗教儀式が規制される場合である。ペヨーテという植物を用いるペヨーテ信仰や動物の狩猟（鷲の羽根の使用、マカ族の捕鯨など）を伴う儀式、そして刑務所などでのスウェットロッジなどがこれに当てはまる。歴史的には、19世紀末に政府によって規制された平原インディアンのサンダンスやゴーストダンスが挙げられる。第二に、先住民の儀式や聖遺物をめぐる宗教的プライバシーの問題がある。今日、先住民たちは、文化的に希少な宗教儀式や聖遺物を観光客などの好奇の目から守り、世俗化・商業化による変容を防ごうと努めている。第三に、儀式を行ったり、信仰の対象となっている聖地をめぐる問題である。連邦所有地にある古来の聖地や埋葬地が地下資源採掘やダム・道路建設、観光事業によって損なわれる事例が、これまでに幾度となく繰り返されてきた。

本稿では、これらのテーマをめぐる先住民の取り組みとアメリカ社会の対応を、主に1970年代以降の連邦レベルにおける立法・司法の動きを通して検討する。先行研究では、1980年代までの動きに関する研究は若干あるが、その後の展開をふまえて論じたものは少ない²。とくに、上述した三つめの聖地に関わる問題は解決が困難なため、これまで先送りにされてきたが、近年、連邦・州レベルで新たな動きが見られつつある。先住民の信仰をめぐる問題を把握するには、彼らにとってそれがどのような意味を持つのかを内在的に理解していく必要があるだろう。合衆国が約束する信教の自由とは、先住民にとっていかなるものであ

たのか。彼らの信仰はアメリカ社会において、どのような文化間の対話を促してきたか。本稿では、先住民による運動の展開に注目しつつ、多文化主義や環境運動との連動を探ることで、その信仰が持つ可能性を併せて考察していきたい。

1 . アメリカ先住民宗教自由法 (AIRFA) 制定にむけて

連邦政府は19世紀を通じて、先住民の文明化を推し進めるためにその宗教儀式を無くし、主流のキリスト教的価値観に同化させようと試みた。1832年の連邦インディアン局創設以来、それは歴代長官の見解に表れ、議会は伝統的信仰を禁ずる多くのミッションスクールを含めてキリスト教布教活動を財政的に支えてきた。とくに19世紀末には政府による介入や干渉が強まる。1883年、インディアン局は各保留地にインディアン違反裁判所を設立し、他の犯罪とともに伝統儀式を規制するようになった。また1892年にはこれを強化するため、インディアン局長官T. J. モーガンが各保留地に「インディアン裁判所規則」を発令し、違反者に対しては食料配給停止や投獄の刑を課した。とくに当時、反乱が警戒されていた平原インディアンのサンダンスやゴーストダンス、ペヨーテ信仰は取り締まりの対象となった (Prucca 1990:160-61, 187-88; Irwin 2000: 295-316)。

先住民政策における宗教的不寛容は20世紀に入ってから続いたが、1934年のインディアン再組織法によってようやく改められ、先住民の宗教的自由が約束された。部族の信仰を隠れて継承してきた先住民は保留地で儀式を堂々と再開できるようになっ

たが、J. コリアのリベラルな改革は長続きしなかった。第二次大戦後にインディアン政策は再び同化主義へと転じ、連邦管理終結政策のもと先住民は都市への移住を促され、部族文化の基盤である保留地や聖地から離れていった。都市で貧困と差別に直面した先住民は、1960年代に先住民としての自覚に基づく社会運動を起こしていく。そして、その際に手がかりとなったのが、保留地に残る伝統文化や信仰であった。先住民運動を導いていった多くの指導者は保留地で儀式や聖地の意味を再発見することで精神的支えを得、部族文化の復興に乗り出していった。1967年にサウスダコタ州の平原インディアンの聖地ベアピュートで伝統儀式に参加した先住民指導者は、宗教的自由の確立にむけて運動に着手し、各地で集会が催されるようになった。1972年には、都市の若い急進派を中心とした運動団体アメリカン・インディアン・ムーブメント(AIM)のメンバーがスー族のバインリッジ保留地にてサンダンスに参加し、伝統派指導者の支持を得た³。この時期に、先住民独自の宗教観・世界観をアメリカ社会に解き明かし、異議申し立てをしたのが、V. デロリア・ジュニアである。ダコタ族出身の学者、著述家、政治活動家であるデロリアは、牧師の父を持つクリスチアンの家系であったが、神学を学ぶにつれて、次第に主流教会内の矛盾やキリスト教的世界観に疑問を抱くようになった。1960年代に先住民の権利運動に携わるようになってからは、先住民問題に関わる法律の勉強を始め、以後、数多くの著作を通じて西洋文明・合衆国政府批判を行ってきた。1972年出版の『神はインディアン』は、西洋のキリスト教的世界観と

知的伝統の限界を先住民の視点から論じ、『カスターは汝がために死せり』(1969)とともに先住民運動覚醒の書となった。(Deloria 1972; Deloria 1969)

宗教的自由にむけた先住民の取り組みは1970年代に大きな盛り上がりを見せる。この時期には、運動を警戒して、当局による宗教儀式への干渉が高まっていた。野生動物保護のために鷲の羽根を儀式で用いることは禁じられ、ペヨーテ使用もしばしば逮捕につながった。また、連邦所有地にある聖地は土地開発の危機にさらされ、立ち入りが制限された。刑務所では伝統的な長髪とともにスウェットロジやパイプの儀式が認められず、埋葬地から掘り起こされた遺骨や遺品が展示されたり、売買されるのも変わらなかった。(American Indian Religious Freedom Act Report 1979)

こうして1970年代半ばに、伝統派の宗教指導者が各地からニューメキシコに集まり、信仰の抑圧に関する証言を行った後、連邦法改正を促す提案を行った。全国の先住民団体によるロビー活動の結果、上院議員J. アブレックが上院にアメリカインディアンの宗教的自由に関する法案を提出した。法案は、連邦政府や連邦事務官による過去のアメリカ先住民に対する宗教的抑圧を改め、憲法修正第一条のもと、ハワイとアラスカを含む先住民の伝統儀式を尊重し、聖地を一方的な土地開発から保護することを定めていた。公聴会では、先住民が証言に立ち、儀式の中断、儀式で用いる品の押収、聖地への立ち入り禁止といった宗教的権利の侵害を訴えた。法案は上院で滞りなく通過したが、下院では抵抗に直面した。長年、土地問題をめぐって先住民側と対立してきた

内務省連邦森林局がAIRFA法案の聖地に関する条項を無効化しよう働きかけたのである。法案を通すために、アリゾナ州出身の民主党下院議員M. は妥協的説得を試み、法案があくまでも政策的声明であって、聖地保護条項は実際の効力を持たず、具体的措置については改めて検討を要する、と主張した。その結果、ついに1978年に連邦議会はアメリカインディアン宗教自由法（以後、AIRFAと表記）⁴が制定された。AIRFAは連邦政府がこれまでの政策を改めて、先住民の宗教的自由を尊重することを定めた法律として画期的な意味を持っている。

だが、次節で見るようにAIRFA制定当時の楽観的な空気は長く続かず、その後の先住民の宗教的自由をめぐる裁判は、期待を大きく裏切っていた。80年代に先住民が提訴した訴訟のうち、ほとんどが下級裁判所で敗訴し、ユードル議員の言葉どおり、AIRFAに実質的に効力がないことが判明した。特に公有地における聖地の扱いについてAIRFAの規定は曖昧であり、聖地をめぐる訴訟では圧倒的に州や連邦政府の政策が是認されたのである。

2. 宗教的自由の行方

1) リング判決：聖地保護問題

アメリカ先住民の信仰における第一の特徴は、土地や聖地との深いつながりであり、多くの部族にとってある土地への崇拜が信仰の中心となっている。神聖視される土地とは、祖先の埋葬地や古来の遺跡や住居・岩絵など、祖先の足跡が残っている場所である。また、精神的啓示を与える特別な地形をした山や湖、滝であったり、儀式で用いる特別な植物が自生する場所でもある。

このような聖地はしばしば口承による部族の創世神話と関わっており、祈りや儀式のために定期的に訪れる巡礼地となっている。そして第二の特徴は、祈りや瞑想、苦行、踊りといった儀式を中心としている点であり、これらはたいてい決まった聖地で厳重なプライバシーのもとに行われてきた。しかしながら、今日までに連邦所有地にある聖地は、国立公園や国有林として観光用に開放されたり、林業や鉱業、道路・ダム建設などの土地開発に直面してきた⁵。

これに対して、先住民は部族の聖地を守ろうと長年、アメリカ政府に働きかけてきた。戦後、インディアン請求裁判所（ICC）は、各部族による土地請求権を連邦からの賠償金支払いによって処理してきたが、請求権を認められても、聖地であるという理由から賠償金を受けとらずに返還の可能性を模索する部族が少なくなかった⁶。聖地返還は大部分が実現していないが、数少ない成功例がタオス・プエブロのブルーレイクである。ニューメキシコ州のブルーレイクは古くからタオス・プエブロの信仰の地であったが、1906年にカーソン国有林に統合されて以来、キャンプ場として使用され、儀式に集中できなくなった。伝統の存続を憂えたタオス指導者はブルーレイクを取り戻すために、1920年以來、連邦森林局に対して交渉・政治活動を展開してきた。そして、1970年、先住民自決政策を推し進めたニクソン政権下でついにブルーレイク返還法が議会で成立した。このブルーレイク返還は、後にヤキマやズニなど他の部族が聖地を回復する上で先例となり、1978年のAIEFAの成立に貢献した⁷。

しかし、マイノリティの主張に対する保

守反動が見られた1980年代には、聖地に関わる訴訟が圧倒的に先住民側の敗訴に終わった。ダム開発による聖地水没に対するチェロキー族の訴訟（1980年）やユタ州南部のレインボブリッジを観光の被害から守るナバホ族の訴え（1980年）、サウスダコタ州ブラックヒルズの聖地ベアピュートの観光開発に反対するラコタ・スー族の訴訟（1983年）、アリゾナ州北部のサンフランシスコ・ピークにおけるスキー場建設反対訴訟（1983年）などで、先住民側は次々と敗訴した⁸。しかし、AIRFAの事実上の無効を決定づけ、以後の聖地保護の試みを阻んだのは、1988年のリング対北西部インディアン埋葬地保護協会訴訟での連邦最高裁判決（以下、リング判決と表記）である⁹。

この裁判では、カリフォルニア州北部のシックスリバー国有林にあるカロク、トロワ、ユロク族の聖地が争点となった。連邦森林局が、林業開発とレクリエーション促進のため6マイルの舗装道路を建設しようとしたところ、これらの三部族が儀式を行う聖地の環境が破壊されると異議申し立てを行った。カリフォルニア州北部の地方裁判所と第九巡回裁判所は、修正第一条の信教の自由原則のもと、道路建設が付近の自然環境を大いに損ない、先住民の儀式に支障を来たすとして差し止め命令を出したが、その後、最高裁は5対3で判決を覆し、森林局を支持した。判決は、道路建設によって「先住民が実際に儀式を行えなくなる」事実を認めつつも、このことが信教の自由を著しく損なうものではなく、政府が実際に先住民の宗教を強制的に侵害し、罰するのでないがぎり、修正第一条に違反しないと判決したのである。オコーナー判事は、

「政府はすべての市民の宗教的必要性や希望を満たしては機能し得ない」と主張し、また、部族の信仰を連邦政府が支持することは憲法で定めた政教分離の原則に反するという議論もなされた。さらに、最高裁は1978年のAIRFAを「政策的声明」にすぎず、「司法上、強制力を持たない」と判決した。AIRFAは、「聖地へのアクセス」と「儀式と伝統的行事を通じて礼拝する自由」を含む先住民の宗教的自由の権利を「守り、維持する」ことを連邦政策と定めていたが、この判決ではその効力が否定された。（Clinton et al eds. 1983）

前述のデロリアは、この判決を先住民の信仰に対するアメリカ社会の無理解の表れとして批判している。キリスト教と異なっており、先住民の信仰には聖地で行う儀式が不可欠であり、部族の絆とアイデンティティを確認する貴重な場所となっている。土地や自然をすべて資本主義経済の枠に組み込み、世俗化しがちなアメリカ社会において、聖地は部族の記憶と霊性を取り戻す最後の空間であり、主流社会の同化に抵抗するための精神的砦でもある。先住民は歴史を通じて、部族の土地やローカルな「場所」へのこだわりを示してきたのだ。（Deloria 1999）

リング訴訟で対象となった場所は、最終的にカリフォルニア州が州の原生林として保護することになったが、リング判決によって、以後、先住民が連邦所有地における聖地保護をAIREAと修正第一条を根拠に訴える可能性は閉ざされ、連邦歴史保存法や環境法という間接的な法律に依拠せざるを得なくなった。

2) スミス判決：ペヨーテ信仰

リング判決に続いて、先住民の宗教的自由を大きく後退させた判決が、1990年のオレゴン州人事部雇用課対スミス訴訟における最高裁判決（以下、スミス判決と表記）である¹⁰。1983年、クラマス族のA. スミスは同僚とともに、ネイティブアメリカン教会の儀式でペヨーテを使用したことから職場を解雇され、失業手当を拒否されたとして、オレゴン州を訴えた。ペヨーテはオレゴン州法によって麻薬として規制されていた。

ペヨーテは歴史的にメキシコ先住民が用いてきた幻覚を促すサボテンの一種であり、19世紀末にはアメリカの先住民にもペヨーテを噛んで夜通し祈りと歌を繰り返し、宗教的啓示を得るペヨーテ信仰が広がっていた。ペヨーテは儀式で用いる限り医学的に問題はなく、その信仰と儀式は信者のモラルを高め、アルコール依存から更正させる効果も持っていた。しかし、政府はペヨーテ信仰を取り締まるために、アルコール禁止令や麻薬取締法を適用しようと試みた。州でペヨーテが合法とされたときでも、先住民は一方的に当局から干渉され、逮捕されることがあった。先住民は1918年に約12,000人から成るネイティブアメリカン教会を設立し、「教会」の名のもとペヨーテ信仰を守ろうとした。ペヨーテ信仰は、部族の伝統宗教に対する政府の抑圧が強まった時期に、部族の壁を越えて発達した新興宗教としての性格を持つ¹¹。

オレゴン州上訴裁判所は、失業手当の拒否は先住民の宗教的自由を侵害すると判決したが、1990年、最高裁はこの判決を覆した。ここでは、リング判決と同様の判断、

つまり、オレゴン州の刑法は一般に適用され、先住民の信仰を特定して規制していないため、修正第一条に違反しない、という論理が展開された。スカリア判事によれば、個人は信教の自由が保障され、政府はそれに干渉できないが、州のペヨーテ規制法は、その信仰を妨げて他の宗教を強要したりするものではない。修正第一条が適用されるには、信教の自由のみでなく、言論や出版の自由といった他の権利侵害にも関わっている必要がある。州は、信教の自由に関わりなく特定の物を宗教行事で使用するのを禁じることができるのであり、また、ある宗教に対して法の適用を制限して特別扱いすることは、政教分離の原則に反する、と論じた。

この最高裁判決は、先住民のみでなく他の宗教的マイノリティからも大きな批判を呼んだ。なぜなら、この判決では、1963年のシャーバート対ヴァーナー訴訟判決¹²で確立された、政府が宗教活動を規制する際の歯止めとして設けられた「やむにやまれぬ政府の利益」(compelling state interest) という基準が適用されず、政府の権限を最小限にとどめ、宗教的自由を守る従来の根拠が否定されたからである。スカリア判事は多様な社会で「やむにやまれぬ政府の利益」という基準を用いることは「混乱を招き」、マイノリティの宗教すべてを保護することが民主的社会では「不可能な理想」と主張した。政府の規制や刑法が直接、宗教的権利を侵害するものでなければ、すべて正当化され得るという点で、この判決は政府の権限拡大を意味したのである。

スカリア判事の意見には、1988年にリング判決を下したオコーナー判事も批判を表

明し、「やむにやまれぬ政府の利益」の復活が必要であるとして、以下のように語った。「今日の最高裁は、我々の政治システムの下、マイノリティの宗教が否定されても『避けがたい結果』であって、そのような宗教に関わる調整は政治的手続きをとるべきだとしている。しかし、修正第一条とはまさに多数派でなく、敵対視されがちな宗教の権利を守るために定められたはずだ。」さらに、ブラックマン判事も、この判決は修正第一条が先住民にとって「果たされないいわべだけの約束」であることを証明したとして、批判した（Honz 1992: 26-29）。

以上のように、1988年と1990年の二つの最高裁判決において、AIRFAと憲法修正第一条は先住民の宗教的自由を守る根拠となり得なかった。リング判決が複雑な土地問題が絡むAIRFAという連邦インディアン法の効力を問う裁判であったのに対し、スミス判決は従来「やむにやまれぬ政府の利益」基準を否定し、国家の利害を優先する内容であったため、他のマイノリティ宗派や宗教界全体にも大きな波紋を呼んだ。

3. 調整と模索

1) アメリカ先住民墳墓保護返還法（NAGPRA）

1978年のAIRFAは確かに強制力をもたなかったが、先住民の宗教的自由を守る第一歩として重要な意味を持っていた。1989年と1990年には、AIRFAを根拠として先住民の信仰に関わる別の重要な法律が制定された。長年の先住民運動の結果、数々の論争と反対を経て、「アメリカインディアン国立博物館法」¹³と「アメリカ先住民墳墓保護返還法」(NAGPRA)¹⁴が成立し、先住民の遺骨

と埋葬品、墳墓の扱いに変化が見られたのである。

19世紀後半、医学・人類学・考古学などの学問が発達する中、先住民の遺骨や埋葬品は「消えゆく民族」の研究資料として戦場や墳墓から持ち去られて地下室に保存され、博物館では動物の標本のごとく展示されてきた。また、蒐集家の間で先住民の遺物は高く売れたため、墓荒らしが後を絶たなかった。1906年のアメリカ遺跡法と1979年の考古学的資料保護法は、違法な遺跡発掘や盗掘を禁じたが、アメリカ先住民の遺骨や文化財保護には効果がなかった。1970年代以降、先住民側が宗教的見地から、祖先の骨や聖遺物に対する倫理的かつ人道的扱いを求めるようになった。

先住民が部族の埋葬品や遺骨を管理できるようになったのは1980年代になってからである。これらの運動に尽力したのが、アメリカ先住民権利基金（以下、NARFと表記）の弁護士W. エコホークや全国アメリカインディアン議会（以下、NCAIと表記）のS. S. ハージョのような先住民指導者であった。NARFはポーニー族とウィネバゴ族のためにロビー活動を展開し、1989年、ネブラスカ州議会は州立や州後援の博物館に先住民の骨や埋葬品を当該部族に返還させる法律を制定した。続いて、カンザス州も人骨を無闇に公開し、先住民の墳墓を荒らすことを禁じる州法を91年に定めた。（Echo-Hawk and Echo-Hawk 1994）

こうした動きの中で制定されたアメリカインディアン国立博物館法（1989年）とアメリカ先住民墳墓保護返還法（1990年、以下NAGPRAと表記）は、部族や連邦所有地における先住民の墳墓を墓荒らしから守り、

遺骨や聖遺物のような特定の文化財の売買を禁じ、盗品についても返還するよう定めている。また、スミソニアン博物館と全米の連邦資金を受けている博物館や研究機関は、所蔵している先住民の人骨や埋葬品の目録を作成し、当該部族や遺族と交渉のうえ、それらを返還するよう義務づけられた。これによって全国約8000の博物館ほとんどにNAGPRAが適用されることになった。アメリカ博物館協会やアメリカ考古学会は当初、先住民の遺骨や埋葬品の研究資料としての価値を説き、法案に反対したが、返還の対象となる文化財の種類を限定し、返還に際して厳重な法的確認を行うといった修正が施されたことで、最終的に法案を支持した。NAGPRAの支持者たちは、先住民部族と博物館・研究者との間で相互理解がより深まることを期待した¹⁵。

NAGPRAは様々な波紋と論争を呼んだが、1990年代には各部族への返還事業が進んだ。NAGPRAを導いたのは、遺骨や聖遺物の扱い・表象をめぐる先住民の宗教的見地からの異議申し立てであったが、これは、近年、ニューエイジなどの非先住民による宗教儀式の流用や商品化を文化的搾取として批判する声とも通じている¹⁶。NAGPRAは、先住民の死者の尊厳をめぐるアメリカ社会と先住民の間でなされた和解の一步として、重要な意味を持っていると言えよう。

2) AIRFA修正

1990年代に入ると、先住民の宗教的自由をめぐる、さらに一連の動きが見られた。先住民団体は裁判所でAIRFAと修正第一条への期待が断たれたため、議会で1978年のAIRFAを修正し、宗教的自由を強化するこ

とを目指した。1991年にデンバーで先住民指導者の会議が開かれ、そこでアメリカインディアン宗教自由連合（以下、AIRFCと表記）が結成された。議長にはナバホ族のP. ザーとフラットヘッド族のP. レフトハンドが就任し、同年にアルバカーキで第一回全国会議を開催した。以後2年間にAIRFAは、全国の部族と先住民団体、一般の宗教・人権・環境・法律団体の代表約100名を会員として成長した。前述のように、1990年のスミス判決は信教の自由と国家に関わる問題を投げかけたため、先住民のみでなく他の国民一般の関心を集めた。特に他の宗教団体は、政府による干渉が高まって宗教的自由が脅かされるのではないかと危機感を強め、1990年代初頭、先住民の議会への働きかけに協力していった¹⁷。スミス判決をめぐる、90年代に最高裁と連邦議会は対立することになる。

AIRFCは、AIRFAを強化する修正法案として、先住民の聖地保護、ネイティブアメリカン教会の儀式におけるペヨーテ使用、刑務所での先住民囚人の宗教的自由、鷲の羽根の使用許可等を連邦当局に保証させる草案を作成した。そこでは、政府が聖地に影響を及ぼすプロジェクトを進める際、部族や先住民団体、伝統派指導者と協議することを課し、先住民の宗教的権利が侵された場合には、政府を訴える権利を保証した。また、裁判では、1990年のスミス判決で採用されなかった、政府の権限を制限する「やむにやまれぬ政府の利益」基準を復活させることを定めていた（Native American Rights Fund 2003; Hirschfelder and Moin 2001: 4-5）。

AIRFCの運動の結果、1993年11月、宗教

的自由回復法（以下、RERAと表記）が制定された¹⁸。この法律は、下院で全員一致、上院では3人のみの否決によって成立した。「やむにやまれぬ政府の利益」を明確に示し、最小限の制約を課すのでない限り、政府は個人の信仰を抑圧してはならないと定めた。さらに、宗教的権利が侵害されたときには、訴訟手続きをとる権利が与えられている。これは最高裁でのスミス判決に対抗して連邦議会で制定された法律であったが、先住民のみでなく他の宗教一般にも適用される幅広い内容であったため、先住民団体は独自の宗教的自由を保障する法律も模索していた。

議会はRFRAとともに、もうひとつの法案であるアメリカ先住民信教自由法（NAFERA）を審議していた¹⁹。これは先住民の伝統的信仰を守る目的で、上院インディアン問題委員長を務めていたハワイ州上院議員のD. K. イノウエが1993年5月に提出した法案であり、全国でこの法案に関する9回の公聴会が開かれた。イノウエは、政府や上院インディアン問題委員会、AIRFC、先住民指導者と部族の間でNAFERAの調整をはかり、1994年に宗教とともに文化的保護を含む新たな法案「アメリカ先住民の文化保護・信教の自由法」を提出した²⁰。この法案では、聖地をはじめ、ペヨ-テの宗教上の使用、囚人の権利、鷲の羽や他の動物の儀式での使用を保障していたが、第103回議会で可決しなかった。とくに、聖地保護に関する条項が内務省役人と司法省の天然資源に関する法律家、開発業者や鉱物採掘業を抱える各州の議員たちから強い反対に遭遇したのである。

これに対して、ネイティブアメリカン教

会と部族指導者、NARFの弁護士による連合は、聖地条項を外した別の法律を制定させる戦略を選んだ。結果的に1994年10月、アメリカ先住民信教自由法（以下、NAFERAと表記）が制定された²¹。NAFERAは、1978年のAIRFAを修正し、特にネイティブアメリカン教会員によるペヨ-テ使用と刑務所での先住民服役者の宗教的自由を保障しており、いわばAIRFAに効力をもたせるために制定された。90年のスミス判決は、ペヨ-テ規制の法律が宗教上の使用や先住民に向けられたものでなく、違憲でないとしたが、NAFERAは先住民によるペヨ-テの宗教的使用が連邦と州の麻薬取締法に違反しないことを定め、ペヨ-テ信者への差別を禁じた。このように、ペヨ-テ信仰にとってこの法律は勝利を記すものとなったが、当初、法案に含まれていた聖地保護の条項が抜け落ちたという点で聖地問題は先送りされたかたちの妥協的法律であった。さらに、AIRFC関係者を落胆させたことに、1997年に連邦最高裁は93年のRFRAを覆す判決を下し、連邦議会は憲法の修正第一条を法令によって拡大する権限はない、とした²²。こうして司法の場では、依然として90年のスミス判決が有効とされたのである。

3) 聖地保護と環境運動

上述のように、1988年のリング判決以来、聖地問題は先送りされたが、西部における地下資源開発や環境問題の進展によって、聖地の保護は先住民にとって益々緊急の課題となってきた。とくに90年代には、西部での核廃棄物埋立て計画によって環境的公正への意識が高まり、先住民による環境運動が活発化した。このような先住民団体が

らの働きかけに応じて、クリントン大統領は1994年にマイノリティ・低所得者の居住地における環境的公正を促す行政命令を出し²³、続いて1996年には連邦諸機関に先住民の聖地取り扱いに関する方針を検討するよう通告した²⁴。土地管理人は、先住民が聖地を訪れて儀式を行えるよう便宜をはかり、聖地の損傷を避けて、先住民のプライバシーを守るために聖地に関する詳しい情報を公開しないよう命じられた。もっとも、この行政命令は強制力がなく、裁判で聖地を守る根拠とはなり得なかった。

近年、調整がはかられた聖地の例としてワイオミング州のデビルズタワーがある。ここはラコタ族やカイオワ族をはじめとする20以上の部族にとって信仰の地であるが、その独特の形状が多くの観光客を引きつけ、先住民は儀式に専念できなくなっていた。また、ロッククライマーがピトンを打ち込み、岩肌を傷つけることに抗議する先住民もいた。国立記念物としてデビルズタワーを管轄する国立公園局は2年間、先住民やロッククライマー、環境保護運動家などと協議した結果、95年に先住民が儀式やサンダンスを行うことが多い6月の間、一般人に対して登頂の自主的中止を呼びかける措置をとった。タワーのふもとに、トレイルから外れて先住民の儀式を妨害しないよう掲示を設け、先住民にとってタワーが持つ文化的・歴史的重要性を説明する異文化教育プログラムをつくった。大部分の観光客が先住民の儀式を尊重し、自発的に登頂を中止したが、一部のロッククライマーがこの措置に反対し、国立公園局に対して訴訟を起こした。その結果、1998年、ワイオミング州の連邦地方裁判所は、国立公園局が

部族の儀式や祈祷を外部から守るデビルズタワー国立記念物の登頂管理が合法であると判決した²⁵。

一方、他の大規模な土地開発に直面している聖地の問題は棚上げされてきた。今日、金や石油などの地下資源採掘や地熱発電、核廃棄物埋立てなどが計画されている聖地は、ズニ・ソルトレイク（ニューメキシコ州）、インディアンパスとメディシンレイク（カリフォルニア州）、ウエザマンドロー（モンタナ州）、ユッカマウンテン（ネバダ州）など44カ所にのぼる。こうした中、近年、聖地保護運動は新たな動きを見せつつある。2001年にはコロラド州で、聖地保護を検討するために、アメリカ先住民聖地フォーラムが開催された。連邦機関や大学、NPO各関係者が先住民部族とともに聖地保護にむけた決議案をつくり、これは同年にワシントン州で開かれたNCAI年次大会で採択された²⁶。また、2002年3月には、NCAIがNARF、セブンスジェネレーション基金、アメリカインディアン問題協会などの非営利団体や各部族代表と提携して、先住民の聖地に関する4日間の会議を首都ワシントンで開催した。会議では、デロリアの講演に加えて、AIRFAやクリントン大統領の行政命令、歴史保存連邦法が聖地を守るのにいかに不十分かが各部族の聖地問題とともに話しあわれた。この会議の場で、聖地保護連合（SLPC）が結成され、新たな法律制定にむけて働きかけることになった（Native American Sacred Lands Forum 2002）。

議会では、2002年から2003年にかけて聖地保護に関する公聴会が上院インディアン問題委員会で開かれ、内務省や国防総省関係者とともに、各部族や聖地保護連合の代

表が証言を行った。彼らは軍事基地や政府主導の鉱業開発などによって、各部族の聖地が脅かされている現状を訴え、プロジェクト遂行にはあくまで部族との協議の上で臨むよう訴えた(Protection of American Indian Sacred Lands 2002)。その後、議会に聖地保護を目指す法案が数度にわたって提出されたが、これは聖地保護を説いた1996年のクリントン大統領による行政命令13007号を法律として具体化する試みであった²⁷。聖地保護を進めるうえでの困難は、先住民が聖地に関する詳しい情報を自ら開示し、それが部族にとって持つ意味を主流社会に説明しなくてはならないところにある。歴史的に政府の抑圧や干渉から伝統的信仰を守ってきた先住民にとって、聖地の詳細について明らかにするのは容易でなく、多くの部族の伝統もこれを認めてこなかった。(Gulliford 2000: 116-18)しかし、聖地保護に取り組むうえで先住民は決して受身の存在ではない。NARFの弁護士エコホークは、連邦政府が先住民部族に対して信託責任を負うかぎり、部族の主権を支える文化と信仰は保障されるべきと主張している。近年では、保留地でのカジノ経営等によって経済力をつけ、政治圧力団体として聖地保護を働きかける部族もある。例えば、2002年にカリフォルニア州のケチャン族は知事や議員にはたらきかけ、州議会で聖地インディアンバスの保護法案を成立させようと試みた(Jones 2002)²⁸。

先住民の聖地保護運動の中で近年、注目されるのが、環境運動とのつながりである。2001年にコロラド州で開催された聖地フォーラムの講演で、教育映画の製作を通じて聖地保護に協力してきたC. マクロードは、

聖地保護とはたんに立ち入りを禁止するのではなく、むしろ先住民の価値観を理解・尊重し、土地への敬意を育むことこそ重要なのだと人々に説いた(Native American Sacred Lands Forum Planning Committee 2001: 53)。また、セブンスジェネレーション基金会長の先住民C. ピーターズは、聖地が先住民だけでなく、生態系全体にとってかけがえのないものであると講演した。「我々は、古くからの教えや啓示によって、聖地と自然の力は人間だけに大切なのではなく、その聖性は先住民のみに限られないことを知っている。これらの場所や聖地は、他の宗教や哲学に見られる人間中心の世界観をはるかに超えるものであり、生物全体にとって、熊や鹿、モミやトウヒの木、地上の生き物すべてにとって聖なるものなのだ。もちろん、白人にとっても。いわば生態系全体にとっての聖地なのであり、生態系を維持するためにもこれらの場所の保護が必要だろう。」(Ibid., 36)このように、聖地保護運動は、文化的多様性と共生のテーマを環境の次元でとらえなおすことで、新たな展開を見せつつある。

おわりに

1978年のAIRFA以降、先住民の宗教的自由は一進一退を繰り返してきたが、先住民は独自のネットワークと運動を展開し、アメリカ社会に働きかけてきた。この軌跡は、合衆国においてマイノリティが独自性を貫き、差異の権利を主張することが現代においてもいかに困難であるかを物語っていると言えよう。AIRFAと修正第一条に基づく先住民の宗教的権利は1980年代にリング判決とスミス判決によって後退したが、90年

代にはNAGPRAやRFRA、NAFERAなどの各法律によって改善がはかられてきた。スミス判決が信教の自由と国家の関係という、先住民に限定されない問題をアメリカ社会に投げかけたように、聖地保護は近年、より広範な環境運動に影響を与えようとしている。

アメリカ先住民の信仰をめぐる取り組みや運動は、今日、どのような意味を持っているのだろうか。資本主義経済の広がりによるグローバリゼーションは、モノやヒト、情報を流動化させ、世界各地で文化的統合・均質化を推し進めているが、他方、環境破壊や紛争対立を増大させている。そのような中、各地の先住民の生き方やローカル・ノレッジがとらえなおされてきてもいる。アメリカ先住民の運動が示しているのは、部族の土地に根ざした信仰とアイデンティティであり、合衆国において自らの文化と「伝統」の領域を守り、独自性を貫こうとする意志である。昨今、グローバル化をめぐる議論で、アメリカはしばしば一枚岩的に語られやすい。しかし、アメリカは国内の文化的多様性と向き合い、ローカルな次元から世界観や信仰をとらえなおすことで、世界とより深くつながっていけるのではないだろうか。聖性をめぐる先住民との対話において、今後、合衆国がローカルな多様性をどのように活かし、その政策に反映させていくのかが注目される。

註

- 1) 先住民のキリスト教と伝統宗教の関係については、Treat (1996)、Kidwell, Noley, and Tinker (2001)、Holler (1995)を参照。
- 2) 先住民の宗教的自由に関する主な先行研究としては、Vecsey ed. (1991)、Smith and Snake eds. (1996)、Long (2000)などがある。
- 3) この時期の先住民アイデンティティについては、Nagel (1997)を参照。
- 4) American Indian Religious Freedom Act of 1978, Public Law 95-341, 92 Stat. 469., 42 U.S.C. 1996; Morris Udall, "American Indian Religious Freedom," July 18, 1978. House of Representatives, Congressional Record 124, 21445.
- 5) 先住民の信仰と聖地とのかかわりについては、Gulliford (2000)、Chap.3, Cajete (2000)を参照。
- 6) 例えば、スー族のブラックヒルズがある。内田 (2000)を参照。
- 7) ブルーレイクについては、Gordon-McCutchan (1991)を参照。
- 8) Sequoyah v. T.V.A., 620 F. 2d 1159 (6th Cir.), cert. denied, 449 U.S. 953 (1980); Badoni v. Higginson, 638 F. 2d 172 (10th Cir. 1980), cert. denied, 452 U.S. 954 (1981); Frank Fools Crow v. Gullet, 541 F.Supp.785 (D.S.D. 1982), aff'd, 706 F. 2d 856 (8th Cir.), cert. denied, 464 U.S. 977 (1983); Wilson v. Block, 708 F. 2d 735 (D. C. Cir.), cert. denied, 464 U.S. 956 (1983), 68-79.
- 9) Lyng, Secretary of Agriculture, et al. v. Northwest Indian Cemetery Protective Association. et al. 485 U.S. 439 (1988)
- 10) Employment Div., Dept. of Human Resources of Oregon v. Smith, 110 S. Ct.1595 (1990)
- 11) ベヨーテ信仰については、Stuart (1987); Smith and Snake eds. (1996)を参照。
- 12) Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963)
- 13) National Museum of American Indian Act, Public Law 101-185, 103 Stat. 1336 (1989)
- 14) Native American Graves Protection and Repatriation Act, Public Law 101-601, 104 STAT. 3048 (1990)

15) NAGPRAについては、Mihesuah (2000)、Thornton (1998) を参照。

16) 例えば、93年6月の第5回ラコタ族の会議では、ラコタの信仰や儀式の流用が批判された。(Irwin 2000: 306)

17) Carolyn Longはスミス事件を通じて、アメリカ社会に広がった波紋について考察している。(Long 2000)。

18) Religious Freedom Restoration Act of 1993, Public Law 103-141, 107 STAT. 1488 (1993)

19) Native American Free Exercise of Religion Act, A bill to assure religious freedom to Native Americans, S.1021 (1993)

20) Native American Cultural Protection and Free Exercise of Religion Act, A bill to protect Native American cultures and to guarantee the free exercise of religion by Native Americans, S.2269 (1994)

21) Native American Free Exercise of Religion Act, American Indian Religious Freedom Act Amendments, Public Law 103-344, 108 Stat. 3125 (1994)

22) City of Boerne v. Flores, 521 U.S.507, 95-2074 (1997)

23) Executive Order 12898, “Federal Actions To Address Environmental Justice in Minority Populations and Low-Income Populations” (1994)

24) Executive Order 13007, “Indian Sacred Sites” (1996)

25) Bear Lodge Multiple Use Association v. Babbitt 12 F. Supp 2 d 1448 (D. Wyo., 1998), affirmed in 175 F. 3 d 814 CiA. 10 (Wyo.) 1999.

26) “Sacred Lands Protection, including Zuni Salt Lake and Quechan IndianPass” Resolution#SPO-01-162. August 17, 2003
http://www.ncai.org/main/pages/issues/other_is

[sues/culture_prot.asp](http://www.ncai.org/main/pages/issues/other_is)

27) The Sacred Lands Protection Act (H.R. 5155, 2002) ; Indian Contracting and Federal Land Management Demonstration Project Act, S 288 (2003)

28) カリフォルニア州の聖地保護法案は、2002年に結果的に州知事デイビスの拒否権で成立しなかった。

参考文献

American Indian Religious Freedom Act Report. Public Law 95-341. August 1979. Washington, D.C.

Cajete, Gregory. 2000. *Native Science: Natural Laws of Interdependence*. Santa Fe, NM: Clear Light Publishers.

Clinton, Robert N., Nell Jessup Newton, Monroe E. Price eds. 1983. *American Indian Law: Cases and Materials*. Charlottesville, VA: Michie Co.

Deloria, Jr., Vine. 1969. *Custer Died for Your Sins*. New York: Macmillan, 1969.

Deloria, Jr., Vine. 1972. *God is Red: A Native View of Religion*. Golden, CO: Fulcrum Publishing.

Deloria, Jr., Vine. James Treat ed. 1999. *For This Land: Writings on Religion in America*. New York: Routledge.

Echo-Hawk, Roger C. and Walter R. Echo-Hawk. 1994. *Battlefields and Burial Grounds: The Indian Struggle to Protect Ancestral Graves in the United States*. Minneapolis: Lerner Publications Co.

Gordon-McCutchan, R.C. 1991. The battle for Blue Lake: A struggle for Indian religious rights. *Journal of Church & State*. 33 (4) .

Gulliford, Andrew. 2000. *Sacred Objects and Sacred Places: Preserving Tribal Traditions*. Boulder, CO: University Press of Colorado.

Hirschfelder, Arlene and Paulette Moin. 2001. *Ency-*

アメリカ先住民と信教の自由

- lopedia of Native American Religions*. New York: Checkmark Books.
- Holler, Clyde. 1995. *Black Elk's Religion: The Sun Dance and Lakota Catholicism*. New York: Syracuse University Press.
- Hontz, Jenny. 1992. Sacred sites, disputed rights. *Human Rights: Journal of the Section of Individual Rights & Responsibilities* 19 (4): 26-29.
- Irwin, Lee ed. 2000. *Native American Spirituality*. Lincoln, NE: University of Nebraska Press.
- Jones, Gregg. 2002. Measure seeks to protect Indian sites; Opposition builds to California bill. *Los Angeles Times*, September 15, August 3, 2003
<http://www.ibsgwatch.imagedjinn.com/learn/2002sept15ca.htm>
- Kidwell, Clara Sue and Homer Noley, and George R. Tinker. 2001. *A Native American Theology*. Maryknoll, NY: Orbis Books.
- Long, Carolyn N. 2000. *Religious Freedom and Indian Rights: The Case of Oregon v. Smith*. Lawrence, KS: University of Kansas Press.
- Mihesuah, Devon A. 2000. *Repatriation Reader: Who Owns American Indian Remains?*. Lincoln, NB: University of Nebraska Press.
- Nagel, Joane. 1997. *American Indian Ethnic Renewal: Red Power and the Resurgence of Identity and Culture*. New York: Oxford University Press.
- Native American Rights Fund. 1997. American Indian Religious Freedom. *Justice*. Winter. June 3, 2003
<http://www.narf.org/pubs/justice/1997winter.htm>
- Native American Sacred Lands Forum, March 19-22, 2002. August 17, 2003
http://www.ncai.org/main/pages/issues/other_issues/culture_prot.asp
- Native American Sacred Lands Forum Planning Committee. 2001. Report of the Native American Sacred Lands Forum, Boulder/Denver (October 9-10). August 7, 2003
http://www.sacredland.org/SL_Forum.final.pdf
- Protection of American Indian Sacred Lands. 2002. National Congress of American Indians News May 31. August 17, 2003
http://www.ncai.org/main/pages/issues/other_issues/culture_prot.asp
- Prucca, Francis. 1990. *Documents of United States Indian Policy*. Lincoln, NB: University of Nebraska Press.
- Sacred Lands Protection, including Zuni Salt Lake and Quechan Indian Pass. Resolution #SPO-01-162. August 17, 2003
http://www.ncai.org/main/pages/issues/other_issues/culture_prot.asp
- Smith, Huston and Reuben Snake eds. 1996. *One Nation Under God: The Triumph of the Native American Church*. Sante Fe: Clear Light Publishers.
- Stuart, Omer C. 1987. *Reyote Religion: A History*. Norman, OK: University of Oklahoma Press.
- Thornton, Russell ed. 1998. *Studying Native America: Problems and Prospects*. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Treat, James ed. 1996. *Native and Christian: Indigenous Voices on Religious Identity in the United States and Canada*. New York: Routledge.
- 内田綾子「先住アメリカ人における歴史的和解 ブラック・ヒルズとウンデッド・ニーをめぐる」『アメリカ史研究』23, 2000年, 77-92.
- Vecsey, Christopher ed. 1991. *Handbook of American Indian Religious Freedom*. New York: Crossroad Publishing.